

第1条 目的

この要綱は、逼迫した地球環境問題へ対応した省CO<sub>2</sub>型の都市の構築を実現するため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 定義

1 この要綱において、先導的都市環境形成促進事業（以下「補助事業」という。）とは、次条に掲げる先導的都市環境形成計画の策定に際し、又はその計画に基づく都市環境対策の実施に際し行う次の各号に掲げる事業をいう。

一 計画策定支援

先導的な都市環境対策にかかる計画（自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業の実施に関する計画を含む。）の策定を行う事業

二 コーディネート支援

都市環境対策（自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業を含む。）の実施に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等を行う事業

三 社会実験・実証実験等実施支援

先導的な対策（自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業を含む）の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証実験又はソフト活動等を行う事業

四 モデル事業支援

先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業

2 本要綱における「低炭素まちづくり計画」とは、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画であり、市町村が単独で又は共同して、当該市町村の区域内の区域であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、その区域のほか、おおむね次の各号に掲げる事項を記載して作成したものをいう。

一 低炭素まちづくり計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他の都市機能の配置の適正化に関する事項

ロ 公共交通機関の利用の促進に関する事項

ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項

- 二 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項
  - ホ 下水を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項
  - ヘ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項
  - ト 二酸化炭素の排出に資する自動車の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項
  - チ その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置に関する事項
- 三 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項
  - 四 計画期間
  - 五 その他必要な事項

### 第3条 先導的都市環境形成計画の策定

- 1 地方公共団体は、次に掲げるいずれかに該当する地域において、先導的都市環境形成計画を策定することができる。
  - 一 首都圏整備法（昭和30年法律第83号）に定める既成市街地若しくは近郊整備地帯、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定める都市整備区域若しくは都市開発区域、近畿圏整備法（昭和41年法律第129号）に定める既成都市区域若しくは近郊整備区域、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める指定都市に存する地域
  - 二 都市計画マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における、当該方針を実現する上で拠点となるべき地域
- 2 都道府県が先導的都市環境形成計画を策定する場合にあっては、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 3 先導的都市環境形成計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都市環境対策に取り組む都市・地域の基本方針
  - 二 都市計画等における前項の地域の位置づけ
  - 三 先導的都市環境形成計画対象地区及びその面積
  - 四 環境負荷削減対策の概要及び適用する支援制度
  - 五 計画の先導性
  - 六 環境改善の目標
  - 七 その他必要な事項
- 4 地方公共団体は、先導的都市環境形成計画を策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 5 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、先導的都市環境形成計画の内容が法令で定めるところに違反していない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる

場合は、当該計画を認定するものとする。

- 一 多様な主体による包括的かつ先進的な都市環境対策を含む計画であること
- 二 計画の目標として高い環境改善効果を掲げていること

6 国土交通大臣は、前項の規程により先導的都市環境形成計画の認定をしたときは、地方公共団体に通知するものとする。

7 前各項の規定は、地方公共団体が計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

#### 第4条 先導的都市環境形成促進モデル事業計画の策定及び認定

1 地方公共団体は単独で、又は地方公共団体以外の者と共同で、第2条第1項第四号に定めるモデル事業の実施に関する計画として、先導的都市環境形成促進モデル事業計画を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。

2 都道府県が先導的都市環境形成促進モデル事業計画を策定する場合にあつては、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 先導的都市環境形成促進モデル事業計画には、モデル事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 エネルギー供給対象区域とその面積
- 二 エネルギー供給事業者
- 三 エネルギー供給システムの概要

（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。）

四 自然・未利用エネルギーの活用方針及び自然・未利用エネルギー活用担保のための地区計画、建築協定等の活用の検討状況

五 エネルギー供給事業の実施体制

六 エネルギー供給施設位置図（第一号の供給対象区域図上に記載すること。）

七 エネルギーの面的利用による省エネルギー効果

八 エネルギー供給開始の予定時期

九 前号までに定めるエネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（モデル事業支援（以下本条において「本事業」という。）の対象とする施設整備を明示すること。）

十 前号の施設整備にかかる事業の期間（本事業の対象とする施設整備にかかる事業の期間を明示すること。）

十一 第九号の施設整備を行う者（本事業の対象とする施設整備を行う者を明示すること。）

十二 第九号の施設整備の概算事業費（本事業の対象とする施設整備の概算事業費を明示すること。）

十三 第一号で規定する区域において市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況

十四 エネルギー供給事業の資金計画（第九号に定める施設整備に関するものを含む。）

十五 その他必要な事項

4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、先導的都市環境形成促進モデル事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号の本事業の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構である場合は第一号から第八号に掲げる全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。

一 モデル事業が低炭素まちづくり計画の区域内で実施されること

二 先導的都市環境形成促進モデル事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上でモデル事業を実施しようとする事

三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、前項第八号のエネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっていること

四 モデル事業の実施に合わせて、太陽光等の自然・未利用エネルギーの活用を担保するための地区計画や建築協定等の活用について検討を行っていること

五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による省エネルギー効果が確認されること

六 自然・未利用エネルギーを活用してエネルギーの面的利用を図ることとしており、かつ、施設整備の概算事業費が妥当であること

七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっていること

八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっていること

九 前項第九号の本事業の対象とする施設整備が公共空間に整備され、かつ、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること

5 国土交通大臣は、前項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。

6 国土交通大臣は、モデル事業の構想段階において、第4項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて、モデル事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、本事業の実施に要する経費に対する国の補助を行わないものとする。

7 国土交通大臣は、第4項の規定により先導的都市環境形成促進モデル事業計画の認定をしたときは、地方公共団体に通知するものとする。

8 前各項の規定は、先導的都市環境形成促進モデル事業を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

## 第5条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、計画策定支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し、コーディネート支援又は社会実験・実証実験等実施支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は民間事業者等に対し、前条の規定により国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成促進モデル事業計画に位置付けられるモデル事業支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 4 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、コーディネート支援、社会実験・実証実験等実施支援又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成促進モデル事業計画に位置付けられるモデル事業支援に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。

## 第6条 監督等

国土交通大臣は、地方公共団体等に対し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

## 第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土交通省都市局長が別に定めるものとする。

### 附 則

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

#### 1 施行期日

改正後の要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

#### 1 施行期日

改正後の要綱は、平成24年9月19日から適用する。なお、この要綱施行の際、従前の要綱に基づき提出され、又は国の承認を受けた交付申請等は、なおその効力を有するものとし、補助金の交付申請（変更に限る。）に係る規定については、従前の例によることとする。

## 2 経過措置

第4条第4項第一号の規定は、平成24年度末までは、「低炭素まちづくり計画の区域内で実施されること」を「低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されること」と読み替えるものとする。